

明治用水受益地農家支援給付金 Q&A

No.	質問	回答
1	申請者(経営主)の欄に印字されている者は5月17日時点で生存していましたが、その後亡くなりました。申請できますか。	死亡時に同居していた世帯の世帯員で申請できません。申請者の氏名を新しい経営主に修正して申請してください。
2	申請者(経営主)の欄に印字されている者は5月17日の時点で亡くなっています。申請できますか。	申請者を、同居していた世帯の世帯員の名前に修正して申請してください。 (相続の発生している自作地については、土地所有者が死亡時に同居していた世帯の経営地とみなします。)
3	同居の世帯員とは誰を指しますか。	農業委員会の管理する農地台帳に世帯員として記載された者です。同居の世帯員に該当するか確認したい場合は豊田市農業委員会事務局(0565-34-6639)までお問合せください。
4	申請者(経営主)の欄に印字されている者が、病気療養、長期出張等により一時的に住所地に不在のため、申請者を変えて良いですか。	可能です。その場合、申請者の氏名を同居の世帯員に修正して申請してください。 なお、振込先は変更後の申請者の口座でお願いします。
5	申請者(経営主)が、病気療養、長期出張等により一時的に住所地に不在のため、別の世帯員が署名しても良いですか。	同居の世帯員が(自己の名前で)署名することは可能です。なお、振込先は申請者(経営主)の口座でお願いします。
6	申請者(経営主)と別の名義の口座を振込先にすることはできますか。	原則として不可です。No4の対応が困難な場合は、下記へお問合せください。
7	次の土地は私の給付対象農地に入りますか。	
	ア 自己所有地だが利用権などの設定をしている(貸している)農地	ア 入りません。(借主の世帯の給付対象農地)
	イ 農地以外の土地(一時転用中を含む)	イ 入りません。
	ウ 一部作業受委託又は特定作業受委託で自分が耕作している農地	ウ 入りません。(土地所有者の世帯の給付対象農地)
	エ 口約束で借りて耕作している農地	エ 入りません。
	オ 世帯の異なる親族の農地	オ 入りません。(利用権を設定して、自分が耕作している場合は入ります。)
	カ 矢作川用水(鹿乗)地区の農地	カ 入りません。
8	農地台帳とは何ですか。	各市の農業委員会が管理している台帳で、世帯ごとに世帯員、所有地、借入地等の情報を整理したものです。(農地法第52条の2の規定による。)

(問合せ)豊田市産業部農業振興課 営農担当 (支援給付金の全般について)

電話(0565)34-6785 Email:nougyou@city.toyota.aichi.jp

電話でのお問合せは午前 8:30～午後 5:15(土日祝・年末年始除く)にお願いします。